

津市消防本部建築同意事務等処理要綱

平成18年1月1日消防本部訓第31号

改正 平成18年7月31日消防本部訓第64号
平成18年9月29日消防本部訓第66号
平成24年5月30日消防本部訓第9号
平成25年3月29日消防本部訓第10号
平成26年3月25日消防本部訓第4号
平成28年3月28日消防本部訓第5号
平成29年3月30日消防本部訓第11号
令和元年6月28日消防本部訓第1号

目次

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 建築同意等

第1節 建築同意（第5条－第10条）

第2節 計画通知等（第11条・第12条）

第3節 申請と現場の相違する建物（第13条）

第4節 消防用設備等（特殊消防用設備等）の工事計画書（第14条）

第5節 仮使用（第15条・第16条）

第6節 聴聞会（第17条）

第7節 協議会、審査会等（第18条）

第3章 工事整備対象設備等着工届・消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届の処理

第1節 着工届（第19条）

第2節 設置届（第20条）

第4章 消防用設備等の検査等

第1節 検査の実施（第21条・第22条）

第2節 設置届に伴う検査結果の処理（第23条－第25条）

第3節 検査済証等の交付（第26条－第28条）

第5章 防災表示者登録申請に係る処理（第29条）

第6章 消防法令適合通知等（第30条－第34条）

第7章 消防用設備等の特例適用申請等

第1節 特例適用申請（第35条―第40条）

第2節 処理の特例（第41条）

第8章 防火対象物・防災管理点検報告の特例認定（第42条―第48条）

第9章 関係機関との連携（第49条）

第10章 安全管理（第50条）

第11章 雑則

第1節 届出書等（第51条・第52条）

第2節 取扱処理の特例（第53条―第57条）

第3節 危険物施設（第58条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）及び津市火災予防条例（平成18年津市条例第260号。以下「条例」という。）に基づく火災予防事務の執行及び防火安全対策の推進に関する事務について必要な事項を定めるものとする。

（事務の範囲）

第2条 この要綱に定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第7条第2項に定める建築許可等についての同意
- (2) 法第17条の3の2に定める消防用設備等又は特殊消防用設備等（以下「消防用設備等他」という。）の設置及び検査
- (3) 法第17条の14に定める工事整備対象設備等着工届（以下「着工届」という。）
- (4) 消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「政令」という。）第32条に定める消防用設備等の基準の特例
- (5) 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第4条の4第3項に定める防災表示者の登録申請に係る消防庁長官の通知に対する消防長の意見
- (6) 「防火対象物に係る表示制度の実施に伴う「旅館ホテル防火安全対策連絡協議会における了解事項」の運用について」（平成26年3月7日付け消防予第60号）に定める消防法令適合通知書等
- (7) 法第8条の2の3に定める防火対象物点検報告の特例認定

(8) 法第36条において読み替えて準用する法第8条の2の3に定める防災管理対象物点検報告（以下「防災管理点検報告」という。）の特例認定（受付）

第3条 この要綱に定める受付は、受付印（第1号様式の受付印）を押印して処理するものとする。

（指導事項の記録）

第4条 予防課長（以下「課長」という。）及び消防署長は、この要綱の規定に基づく指導事項について、その都度関係書類に記録し、整理しておくものとする。

第2章 建築同意等

第1節 建築同意

（建築申請書類の処理区分）

第5条 法第7条の同意を要する建築物の申請書類（以下「申請書類」という。）は、次項から第5項までに掲げる建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。）による区分に応じて、処理するものとする。

2 確認に関するものは、次に掲げるものとする。

- (1) 建基法第6条第1項及び第6条の2第1項に定める「建築物の建築等に関する申請及び確認」
- (2) 建基法第87条第1項に定める「用途の変更に対するこの法律の準用」
- (3) 建基法第87条の2第1項に定める「建築設備への準用」
- (4) 建基法第88条に定める「工作物への準用」

3 承認に関するものは、建基法第7条の6第1項第1号に定める「検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限」とする。

4 許可に関するものは、次に掲げるものとする。

- (1) 建基法第43条第1項ただし書に定める「敷地等と道路との関係」
- (2) 建基法第44条第1項第4号に定める「道路内の建築制限」
- (3) 建基法第47条ただし書に定める「壁面線による建築制限」
- (4) 建基法第48条第1項から第12項までのただし書（同法第87条第2項若しくは第3項又は同法第88条第2項において準用する場合を含む。）に定める「用途地域」
- (5) 建基法第51条ただし書（同法第87条第2項若しくは第3項又は同法第88条第2項において準用する場合を含む。）に定める「卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置」

- (6) 建基法第52条第10項、第11項及び第14項に定める「容積率」
- (7) 建基法第55条第3項第1号又は第2号に定める「第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内における建築物の高さ限度」
- (8) 建基法第56条の2第1項ただし書に定める「日影による中高層の建築物の高さの制限」
- (9) 建基法第59条第1項第3号又は第4項に定める「高度利用地区」
- (10) 建基法第59条の2第1項に定める「敷地内に広い空地を有する建築物の容積率等の特例」
- (11) 建基法第68条の3第4項に定める「再開発等促進区における制限の緩和等」
- (12) 建基法第68条の7第5項に定める「予定道路の指定」
- (13) 建基法第85条第3項又は第4項に定める「仮設建築物に対する制限の緩和」

5 認定に関するものは、建基法第86条第1項又は第2項に定める「一定の複数建築物に対する制限の特例」とする。

(建築申請書類の受付)

第6条 課長は、建築主事から前条第2項、第4項及び第5項又は指定確認検査機関（以下「指定機関」という。）から前条第2項の規定による申請書類を受けたときは、建築同意処理簿（第2号様式）に記録して受け付けるものとする。

(同意審査及び復命)

第7条 課長は、前条の規定により申請書類を受け付けたときは、当該申請書類が関係法令に基づく防火に関する規定に適合するかどうかを審査するとともに、必要に応じて現地調査を行い、その結果を建築同意等審査復命及び処理伺書（第3号様式の1、第3号様式の2及び第3号様式の3）により復命するものとする。ただし、専用住宅及び消防用設備等他の設置義務のない防火対象物は、建築同意処理簿をもって処理するものとする。

(同意するものの処理)

第8条 消防長は、前条の規定による内容審査を行った結果、防火に関する規定に適合するものであると認めるときは、法第7条第2項の規定により同意を与えて建築主事又は指定機関に通知するものとする。

2 前項の同意は、同意書類の所定欄に同意印（第1号様式の同意印）を押印し、同意年月日及び番号を記入することにより処理するものとする。

3 前条の規定（ただし書は除く。）により処理したものは、建築同意指導一覧表（第4号様式）に記録しておくものとする。

4 前項の規定による処理は、第19条及び第24条の規定による場合について、準用するものとする。

（同意した申請書類に対する消防関係法令指導票の作成）

第9条 課長は、前条第1項の規定により同意した申請書類に対し、消防関係法令指導票（第5号様式）に必要事項を記載し、添付した後、通知するものとする。ただし、工作物の申請、設備の申請及び許可申請については、この限りでない。

（不同意の場合の処理）

第10条 消防長は、第7条の規定による内容審査を行った結果、防火に関する規定に適合しないものであると認めるときで、かつ、法第7条第2項に定める期間内に同意することができないと認めるときは、建築不同意通知書（第6号様式の1）に同意できない事由を記載し、建築主事又は指定機関に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、不備欠陥事項が軽微なもの又は是正措置が速やかに講じられると認められるものについては、関係者にその旨を通知し、必要な整備を行わせた後、同意を与えることができる。

第2節 計画通知等

（計画通知の処理）

第11条 建基法第18条第2項に定める計画通知については、第6条から前条までの規定を準用して処理するものとする。この場合において、建築計画通知書には、第8条第2項に規定する同意印に代えて、処理印（第1号様式の処理印）を押印して処理するものとする。

2 前項の処理に伴い、第10条の規定を準用する場合は、建築不同意通知書に代えて、意見書（第6号様式の2）を作成し、処理するものとする。

（建築通知書類の処理）

第12条 建基法第93条第4項に定める住宅等の通知に係る処理は、通知内容等について、審査を行い処理するものとする。

第3節 申請と現場の相違する建物

（申請と現場が相違するものの処理）

第13条 消防長は、申請書類のうち、申請内容と現場が著しく相違し、現に着工しているもので、かつ、防火に関する規定に違反し、火災予防上又は人

命安全上危険と認められるものについては、第10条の規定により処理するものとする。

第4節 消防用設備等（特殊消防用設備等）の工事計画書

（工事計画書の処理）

第14条 消防長は、第7条の規定による復命に係るものについては、建築物等の申請者に対し、当該建築物等に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）の工事計画書（第7号様式。以下「工事計画書」という。）を提出させるものとする。この場合において、必要に応じ建築物別紙概要追加書類（第3号様式の2）を併せて提出させるものとする。

2 課長は、前項の規定により工事計画書の提出を受けたときは、消防用設備等（特殊消防用設備等）工事計画書処理簿（第8号様式）に記録して受け付け、当該工事計画書の内容審査及び必要に応じて現地調査を行うものとする。

3 課長は、前項の規定による審査において、消防用設備等他の計画が、防火に関する規定に適合するものであると認めるときは、第7条の規定を準用して処理することができる。この場合において、第6条に規定する申請書類の送付を受けた後に、第8条の規定による処理をするものとする。

4 課長は、第2項の規定による審査において、消防用設備等他の計画が、防火に関する規定に適合しないものであると認めるときは、申請者にその旨を通知し、必要な整備を行わせるものとする。

5 工事計画書は、第19条から第22条までの規定の処理に伴い、必要に応じ活用するものとする。

第5節 仮使用

（意見照会の処理）

第15条 課長は、第5条第3項の規定による建築物の仮使用に関する意見照会書（以下「意見照会書」という。）が提出されたときは、仮使用承認意見照会書処理簿（第9号様式）に記録して受け付けるものとする。

2 課長は、前項の規定により意見照会書を受け付けたときは、照会に係る建築物の仮使用計画が、火災の予防及び拡大の防止並びに人命安全上適切であるか否かを内容審査するとともに、現地調査し、その結果を仮使用承認意見照会に係る審査復命及び回答伺書（第10号様式）により復命するものとする。

（回答）

第16条 消防長は、照会に係る建築物の仮使用計画が、火災の予防及び拡大

の防止並びに人命安全上支障がないものであると認めるときはその旨を、火災の予防若しくは拡大の防止又は人命安全上適切でないときはその事由及び必要な措置を、仮使用の照会に係る意見書（第11号様式）により特定行政庁（建築主事）に回答するものとする。

第6節 聴聞会

（開催通知の処理）

第17条 消防長は、第5条第4項の規定による建築物等に係る聴聞会（以下「聴聞会」という。）の開催通知を受けたときは、所属長に当該聴聞会への出席を命ずるものとする。

2 所属長は、聴聞会における審査結果を聴聞会結果復命書（第12号様式）により復命するものとする。

第7節 協議会・審査会等

（開催通知の処理）

第18条 消防長は、協議会、審査会等の開催通知を受けたときは、所属長に当該会議への出席を命ずるものとする。

2 所属長は、会議における審査結果を復命するものとする。

第3章 工事整備対象設備等着工届・消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届の処理

第1節 着工届

（着工届の処理）

第19条 課長は、第2条第3号の規定による着工届が提出されたときは、消防用設備等（特殊消防用設備等）着工・設置届出書処理簿（第13号様式）に記録して受付け、記載事項及び関係図書が、関係法令又は設備等設置維持計画（以下「関係法令等」という。）に適合しているかどうかを審査するものとする。

2 課長は、前項の規定による審査により、消防用設備等他の計画が、関係法令等に適合するものであると認めるときは、当該着工届副本に処理印（第1号様式の処理印）を押印し、処理年月日及び処理番号を記載して処理し、届出者に返戻するものとする。

3 課長は、第1項の規定による審査により、消防用設備等他の計画が、関係法令等に適合しないものであると認めるときは、届出者にその旨を通知し、必要な整備を行わせるものとする。

第2節 設置届

(設置届の処理)

第20条 課長は、第2条第2号の規定による消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書(以下「設置届」という。)が提出されたときは、消防用設備等(特殊消防用設備等)着工・設置届出書処理簿(第13号様式)に記録して受け付け、記載事項、添付図書及び消防用設備等試験結果報告書又は特殊消防用設備等試験結果報告書が関係法令等に適合しているか審査するものとする。

2 課長は、前項の規定による審査により、消防用設備等他の設置状況が関係法令等に適合しないものであると認めるときは、届出者にその旨を通知し、必要な整備を行わせるものとする。

第4章 消防用設備等他の検査等

第1節 検査の実施

(検査)

第21条 課長は、第2条第2号の規定による検査を行うときは、届出に係る消防用設備等他の位置、構造又は機能が関係法令等に適合するものであるか、現地調査(試験及び検査を含む。)を行うものとする。ただし、「消防用設備等に係る届出等に関する運用について」(平成9年12月5日付消防予第192号、消防庁予防課長通知)(以下「192号通知」という。)及び別表の軽微な工事に該当する場合は、設置届に現場写真等を添付させることにより、現地調査を行わないことができるものとする。

(中間検査)

第22条 課長は、前条の規定による検査等を補完するため、火災予防上及び消防活動上重大な影響を及ぼすと認められる部分で、工事完了後の検査が困難な部分については、工事完了前における中間検査を行うものとする。

第2節 設置届に伴う検査結果の処理

(設置届の処理)

第23条 課長は、第21条の規定による検査を終了したときは、消防用設備等(特殊消防用設備等)設置審査復命及び検査済証等交付処理伺書(第14号様式)により復命するものとする。

(基準に適合するものの処理)

第24条 課長は、関係法令等に適合するものであると認めるときは、規則第31条の3第4項に定める消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証(以下「検査済証」という。)を作成するものとする。この場合において、検査済

証は、棟単位とする。

- 2 消防長は、届出に係る消防用設備等他の設置が、関係法令等に適合するものであると認めるときは、届出書の備考欄に検査済印（第1号様式の検査済印）を押印し、検査年月日及び処理番号を記載して処理し、届出者に設置届副本を返戻するものとする。

（基準に適合しないものの処理）

- 第25条 消防長は、届出に係る消防用設備等他の設置が、関係法令等に適合しないものであると認めるときは、検査結果通知書（第15号様式の1）を交付し、指導するものとする。この場合において、改修（計画）報告書（第15号様式の2）の提出を求めるものとする。

- 2 課長は、前項の規定にかかわらず、不備欠陥事項が軽微なもの又は是正措置が速やかに講じられると認められるものについては、検査結果（第15号様式の3）を記録し、その旨を関係者に指導し、必要な整備を行わせた後、処理することができる。

第3節 検査済証等の交付

（検査済証の交付）

- 第26条 消防長は、第24条第1項の規定による検査済証は、関係者から要望があるときに、交付するものとする。

（検査済証等の交付記録）

- 第27条 課長は、第24条及び第25条の規定による処理に伴い、検査済証等交付記録簿（第16号様式）に記録しておくものとする。

（検査済証の再交付）

- 第28条 消防長は、第26条の規定による検査済証の交付を受けた者から、当該検査済証を紛失し、汚損し、又は破損した旨の申出があったときは、再交付申請書（第17号様式）による申請に基づき再交付できるものとする。

第5章 防災表示者の登録申請に係る処理

（防災表示者登録申請の処理）

- 第29条 課長は、第2条第5号に規定する防災表示者登録の申請に係る消防庁長官からの通知があったときは、防災表示者登録に係る通知処理簿（第18号様式）に記録して受け付け、必要に応じて申請内容の確認等を行うものとする。

- 2 課長は、前項の規定による確認等を行うときは、必要に応じて現地調査を行い、防災表示を付する者の登録の基準（平成12年消防庁告示第9号）に

適合しているかどうか調査するものとする。この場合において、登録申請者が登録確認機関の調査を受けるときは、当該現地調査は、登録確認機関と合同で実施するよう配慮するものとする。

- 3 課長は、前項の規定による調査が終了したときは、防災表示者の登録申請に係る現地調査結果復命及び処理伺書（第19号様式の1及び第19号様式の2）により復命するものとする。
- 4 消防長は、前項の規定による復命の内容の確認等を行う場合において、必要に応じて消防庁長官に意見を提出することができる。
- 5 前項の規定による意見の提出は、防災登録に関する意見書（第20号様式）により行うものとする。

第6章 消防法令適合通知等

（申請書の処理）

第30条 課長は、第2条第6号の規定による消防法令適合通知書交付申請書による申請があったときは、消防法令適合通知処理簿（第21号様式）に記録して受け付け、記載事項及び添付書類の内容が関係法令に適合しているかを審査するものとする。

（検査）

第31条 検査については、第21条の規定を準用するものとする。

（検査結果の処理）

第32条 課長は、前条の検査を終了したときは、消防法令適合審査復命及び処理伺書（第22号様式の1及び第22号様式の2）により復命するものとする。

（基準に適合するものの処理）

第33条 消防長は、関係法令に適合するものであると認めるときは、許可等の権限を有する者に対し、消防法令適合通知書等を交付するものとする。

（基準に適合しないものの処理）

第34条 消防長は、関係法令に適合しないものであると認めるときは、通知書（第23号様式）を交付し、指導するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、不備欠陥事項が軽微なもの又は是正措置が速やかに講じられると認められるものについては、第25条第2項の規定を準用するものとする。

第7章 消防用設備等の特例適用申請等

第1節 特例適用申請

(申請の方法)

第35条 課長は、第2条第4号の規定による申出があったときは、消防用設備等の基準の特例適用申請書(第24号様式)に、必要な図書を添付して申請させるものとする。ただし、部分的な基準の特例適用にあつては、当該申請を省略することができる。

(申請書の処理)

第36条 課長は、前条の規定による申請(以下「特例適用申請」という。)があつたときは、消防用設備等特例適用申請処理簿(第25号様式)に記録して受付け、記載事項及び添付書類に誤りがないか審査するものとする。

(現地調査)

第37条 課長は、基準の特例適用について、現地調査(試験及び検査を含む。)を行うものとする。

(調査結果の処理)

第38条 課長は、前条の規定による現地調査を終了したときは、基準の特例適用審査復命及び処理伺書(第26号様式の1及び第26号様式の2)により復命するものとする。

(基準に適合するものの処理)

第39条 消防長は、基準の特例を適用すると認めるときは、申請者に対し基準の特例適用通知書(第27号様式)を交付するものとする。

2 前項の規定による処理については、第24条第2項の規定を準用するものとする。

(基準に適合しないものの処理)

第40条 消防長は、基準の特例を適用すると認められないときは、第25条の規定を準用するものとする。

第2節 処理の特例

(処理の特例)

第41条 建築同意等の際における第2条第4号の規定による申請の処理は、次に掲げるものとすることができる。

- (1) 第38条の規定による処理については、第7条の規定を準用する。
- (2) 第39条の規定による処理については、第9条の規定を準用する。
- (3) 第40条の規定による処理については、第10条第2項の規定を準用する。

2 消防用設備等の基準の特例適用について、通例的なもの又は軽微なものに

あつては、第 37 条から第 40 条の規定によらないものとするができる。

第 8 章 防火対象物・防災管理点検報告の特例認定

(申請書の処理)

第 42 条 課長は、第 2 条第 7 号又は第 8 号に規定する特例認定を受けるための防火対象物点検報告特例認定申請書又は防災管理点検報告特例認定申請書（以下「特例認定申請書」という。）の提出があつたときは、防火対象物・防災管理点検報告特例認定処理簿（第 28 号様式。以下「特例認定処理簿」という。）に記録して受け付け、記載事項及び添付書類に誤りがないか審査するものとする。ただし、申請書類に不備がある場合は、当該申請の補正を求めものとする。

(検査)

第 43 条 課長は、特例認定の審査のため、検査項目（次条に規定する特例認定に係る検査項目判定表に定める検査項目をいう。）について、現地検査を行うものとする。この場合において、課長は、必要に応じて建設関係部に協力を要請するものとする。

(認定の処理)

第 44 条 課長は、前条の規定による検査を終了したときは、防火対象物点検報告特例認定（取消）審査復命及び処理伺書（第 29 号様式の 1）又は防災管理点検報告特例認定（取消）審査復命及び処理伺書（第 29 号様式の 2）に、防火対象物点検報告特例認定に係る検査項目判定表（第 29 号様式の 3）又は防災管理点検報告特例認定に係る検査項目判定表（第 29 号様式の 4）を添付し復命するものとする。

(認定及び不認定の通知)

第 45 条 消防長は、前条の規定による復命を受けた場合、防火対象物にあつては防火対象物点検報告特例認定（不認定）通知書（第 30 号様式の 1）、防災管理対象物にあつては防災管理点検報告特例認定（不認定）通知書（第 30 号様式の 2）により申請者に通知するものとする。

2 課長は、特例の適用を認定したときは、特例認定申請書の経過欄に検査済印（第 1 号様式の検査済印）を押印し、検査年月日を記載して処理し、申請者にその副本を返戻するものとする。

3 課長は、特例を認定しないときは、申請者に副本を返戻するものとする。

(管理権原者変更届出書の提出)

第 46 条 課長は、第 2 条第 7 号又は第 8 号の規定による管理権原者変更届出

書の提出があったときは、特例認定処理簿に記録して受け付けるものとする。

- 2 課長は、前条第1項の規定による認定を受けた防火対象物又は防災管理対象物の管理について権原を有する者が変更されたにもかかわらず、管理権原者変更届出書の提出がない場合は、変更前の管理について権原を有する者に対し、当該届出書の提出を指導するものとする。

(認定の取消し)

第47条 課長は、認定を受けた防火対象物について法第8条の2の3第6項の規定に該当することを確認したとき、又は認定を受けた防災管理対象物について、法第36条第1項において読み替えて準用する法第8条の2の3第6項の規定に該当することを確認したときは、特例認定処理簿に記録し復命するものとする。

- 2 前項の規定による復命については、第44条の規定を準用する。

- 3 消防長は、第1項の規定による復命を受けた場合において、同項の認定の取消しを決定したときは、津市消防違反処理規程（平成18年津市消防本部訓令第12号）第3条第3号の規定により処理するものとする。

(認定通知書の通知証明書の交付)

第48条 消防長は、認定を受けた防火対象物又は防災管理対象物の管理について権原を有する者から、認定通知書の亡失又は滅失等の理由により認定通知書による通知をしたことの証明を求められた場合は、認定通知証明書交付申請書（第31号様式）による申請に基づき、当該通知をしたことの証明書（第32号様式の1、第32号様式の2）を交付することができる。

第9章 関係機関との連携

(建築行政機関との連携)

第49条 課長は、この要綱による事務処理に伴い、建基法に基づく事項については、建築行政機関と連携及び調整をするものとする。

第10章 安全管理

(検査員等の安全管理)

第50条 検査員等は、検査又は調査等の実施に際して、転落、落下、感電及び機器の破損等による事故の未然防止に努めるものとする。

第11章 雑則

第1節 届出書等

(届出書等の方法)

第51条 届出書等の提出部数及び提出させる時期は、別に定めるものを除き、

次に定めるところによるものとする。

- (1) 第14条第1項の規定による工事計画書の提出部数は1部とし、提出させる時期は第8条の規定により建築主事又は指定機関に通知するときまでとする。
- (2) 次に掲げる書類の提出部数は、正副各1部とする。
 - ア 第19条第1項の規定による着工届
 - イ 第20条第1項の規定による設置届
 - ウ 第35条の規定による特例適用申請
 - エ 第42条の規定による特例認定申請
 - オ 第46条の規定による管理権原者変更届出
- (3) 192号通知の軽微な工事に該当するものは、着工届を提出させないことができるものとする。

(届出書等の様式の定めがないものの処理)

第52条 課長は、関係法令に定める様式の規定がないもののうち、次に掲げるものについては、第2条第3号の規定による着工届を提出させるとともに、必要に応じ関係図書を添付させるものとする。ただし、法第17条の3の2に基づく検査の対象外となる防火対象物に該当するもの及び別表の軽微な工事に該当するものは、着工届を提出させないことができるものとする。

- (1) 消防用設備等で次に掲げるものとする。
 - ア 政令第20条に定める動力消防ポンプ設備
 - イ 政令第22条に定める漏電火災警報器
 - ウ 政令第24条に定める非常警報設備
 - エ 政令第26条に定める誘導灯
 - オ 政令第27条に定める消防用水
 - カ 政令第28条に定める排煙設備
 - キ 政令第28条の2に定める連結散水設備
 - ク 政令第29条に定める連結送水管
 - ケ 政令第29条の2に定める非常コンセント設備
 - コ 政令第29条の3に定める無線通信補助設備
 - サ 政令第29条の4に定める必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等
- (2) その他の設備で次に掲げるものとする。
 - フード等用簡易自動消火装置

第2節 取扱い処理の特例

(着工届)

第53条 同一建物に設ける同質の2種類以上の消防用設備等他で、消防設備士又は消防用設備等施工者が同一で、かつ、同時期に届出をしたものについては、届出書の関係図書を一括することができる。

2 前項の規定は、同一敷地内にある2棟以上の防火対象物についても準用する。

(設置届)

第54条 同一建物に設ける2種類以上の消防用設備等他で、設置者が同一の場合で、かつ、同時期に届出をしたものについては、届出書を一括することができる。

2 前項の規定は、同一敷地内にある2棟以上の防火対象物についても準用する。

(仮使用)

第55条 第15条第2項の規定により復命するときは、第23条の規定による復命を省略することができる。

(設置届に添付する図面等の省略)

第56条 届出書に添付する図面等は、工事計画書又は着工届に添付させたものと同一のものであるときは、当該図面等の添付を要しないものとする。

2 第53条及び第54条の規定により処理するときは、必要事項を届出書等に追記し、又は付記しなければならない。

(検査済証)

第57条 同一敷地内にある2棟以上の防火対象物について検査済証を交付する場合は、棟ごとに作成するものとする。

第3節 危険物施設

(危険物施設に設ける消防用設備等)

第58条 法第10条第4項の規定により設置する消防用設備等で、その機能が他の消防用設備等と分離され、かつ、当該危険物製造所等のものにあっては、次項及び第3項に定めるところによる。

2 課長は、第20条第1項の規定による消防用設備等試験結果報告書を提出させるものとする。

3 課長は、第26条の規定による検査済証を交付しないものとし、危険物施設に伴う事務処理に関する規定により処理するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に合併前の津市消防本部建築同意事務処理要綱（平成7年津市消防本部訓第5号）又は解散前の久居地区広域消防組合建築同意事務処理規程（平成12年久居地区広域消防組合規定第1号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成18年7月31日消防本部訓第64号）

この訓は、平成18年8月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日消防本部訓第66号）

この訓は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成24年5月30日消防本部訓第9号）

この訓は、平成24年6月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日消防本部訓第10号）

この訓は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日消防本部訓第4号）

この訓は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日消防本部訓第5号）

この訓は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月30日消防本部訓第11号）

この訓は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月28日消防本部訓第1号）



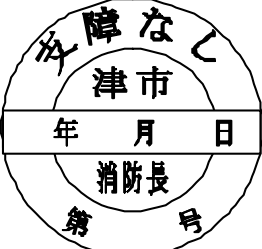
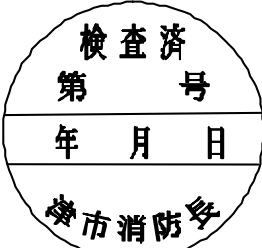
この訓は、令和元年7月1日から施行する。

別表（第 21 条・第 52 条関係）

軽微な工事の範囲

消防用設備等の種類	増 設	移 設	取 替 え
動力消防ポンプ設備	該当なし	僅かな位置の変更	すべて
漏電火災警報器	音響装置	僅かな位置の変更	すべて（漏電受信機を除く。）
非常警報設備 （非常ベル）	発信機、ベル、表示灯 →既設と同種類のもの →同一警戒区域内に限る。	発信機、ベル、表示灯 →同一警戒区域内に限る。	すべて
非常警報設備 （放送設備）	スピーカー →5個以下（増幅器の取り替えを要しないものに限る。）	スピーカー（同一警戒区域で音量に支障のない範囲）	すべて（放送設備本体（電源部、操作部、増幅器）を除く。）
誘導灯	すべて（同一室内に限る。）	僅かな位置の変更	すべて（同一種類に限る。）

第1号様式（第3条、第8条、第11条、第19条、第24条、第39条、第45条関係）

受付印	<p>(第3条関係)</p> <p style="text-align: center;">← 30mm →</p>  <p style="text-align: center;">↑ 30mm ↓</p>
同意印	<p>(第8条関係)</p> <p style="text-align: center;">← 30mm →</p>  <p style="text-align: center;">↑ 30mm ↓</p>
処理印	<p>(第11条、第19条関係)</p> <p style="text-align: center;">← 30mm →</p>  <p style="text-align: center;">↑ 30mm ↓</p>
検査済印	<p>(第24条、第39条、第45条関係)</p> <p style="text-align: center;">← 30mm →</p>  <p style="text-align: center;">↑ 30mm ↓</p>

第2号様式（第6条関係）

建 築 同 意 処 理 簿

決裁・復命者		受付年月日	建 築 氏 地 名	用 途	工事種別 延べ面積 (今回部分) (㎡)	構 造 数 階 (地上/地下)	復 命	返戻年月日	備 考
課長	担 当 主 幹	番 号						受領者印	
担当副 主 幹	復命者	同意年月日							
					新 改 増 ()	木 軽鉄 鉄 RC / 階	<input type="checkbox"/> 支障なし		
					新 改 増 ()	木 軽鉄 鉄 RC / 階	<input type="checkbox"/> 支障なし		
					新 改 増 ()	木 軽鉄 鉄 RC / 階	<input type="checkbox"/> 支障なし		
					新 改 増 ()	木 軽鉄 鉄 RC / 階	<input type="checkbox"/> 支障なし		

建築同意等審査復命及び処理伺書

年 月 日

津市消防長 様

職・氏名

㊟

		受付年月日		年 月 日				
		番 号		第 号				
		同意年月日		年 月 日				
建築主住所氏名								
設計者住所氏名連絡先								
工事施工者住所氏名								
敷地の位置	地名地番			用途地域				
	防火地域							
		申請部分	申請以外の部分	合 計	棟別第1号			
敷地面積					屋根			
建築面積					外壁			
延べ面積					軒裏			
工事着手予定日		年 月 日		工事完了予定	年 月 日			
工事種別		構造	耐火建築物					
用途(16項の場合は区分毎用途)		項 () []						
収容人員		人	最高の高さ	m	最高の軒の高さ			
					m			
名称(仮称)		令第11条第2項の該当		防火対象物定期点検報告の該当				
棟別第1号	階 別 (無窓階の該当有)	階	階	階	階	階	階	階
	申請部分	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	申請以外の部分	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	合 計	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	階 別 (無窓階の該当有)	階	階	階	階	階	階	階
	申請部分	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	申請以外の部分	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	合 計	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	階 別 (無窓階の該当有)	階	階	階	階	階	階	合計
	申請部分	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	申請以外の部分	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	合 計	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
消防用設備等又は特殊消防用設備等の種別								
届出1 (条例)								
届出2 (防火管理)								
届出3・許可								
その他必要な事項								

(裏)

指 導 経 過	年 月 日	指 導 事 項	担当

前記の建築確認申請（計画通知・許可申請・工事計画書）について、審査の結果、下記のとおり復命します。

なお、決裁後別添消防関係指導票を添付して返戻してよろしいか。

記

支障なし

付近見取図・配置図

N

消 防 関 係 法 令 指 導 票

No.

津市消防本部

この建物は、消防関係法令により次の事項が必要となりますので、お知らせします。

第一 次の消防用設備等又は特殊消防用設備等を設置する必要があります。 第二 次の届出をする必要があります。

第三 次の物品は、防災性能を有するものを使用する必要があります。

問い合わせ先 津市消防本部（名称）課 電話

消防用設備等（特殊消防用設備等）の工事計画書

年 月 日

（宛先）津市消防長

（〒 ）
届出者 住所

氏名
電話 （ ） ㊟

建築主住所氏名		TEL ()					
設計者住所氏名		TEL ()					
工事施工者住所氏名		TEL ()					
敷地の位置	地名地番						
	防火地域	<input type="checkbox"/> 防火・ <input type="checkbox"/> 準防火・ <input type="checkbox"/> 指定なし			<input type="checkbox"/> 近隣商業・ <input type="checkbox"/> 商業 <input type="checkbox"/> 準工業・ <input type="checkbox"/> 工業・ <input type="checkbox"/> 工業専用		
	用途地域	<input type="checkbox"/> 第1種低層住居・ <input type="checkbox"/> 第2種低層住居・ <input type="checkbox"/> 第1種住居・ <input type="checkbox"/> 第2種住居 <input type="checkbox"/> 第1種中高層住居・ <input type="checkbox"/> 第2種中高層住居・ <input type="checkbox"/> 準住居・ <input type="checkbox"/> 指定なし					
		申請部分	申請以外の部分	合計	屋根		
敷地面積				m ²	外壁		
建築面積		m ²	m ²	m ²	軒裏		
延べ面積		m ²	m ²	m ²			
工事着手予定日		年 月 日		工事完了予定	年 月 日		
工事種別		<input type="checkbox"/> 新・ <input type="checkbox"/> 増・ <input type="checkbox"/> 改・ <input type="checkbox"/> 移・ <input type="checkbox"/> 用途変更・ <input type="checkbox"/> 修繕・ <input type="checkbox"/> 模様替					
構造		<input type="checkbox"/> 木・ <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨・ <input type="checkbox"/> 鉄骨・ <input type="checkbox"/> RC・ <input type="checkbox"/> （ ）					
耐火建築物		<input type="checkbox"/> 耐火建築物・ <input type="checkbox"/> 準耐火建築物(イ)・ <input type="checkbox"/> 準耐火建築物(ロ)・ <input type="checkbox"/> その他					
用途 [16項の区分毎用途]		項()[()・()]			収容人員		
					従業員		
名称(仮称)		最高の高さ		m	最高の軒の高さ	m	
棟別 第 号	階別 (無窓階の該当有)	階	階	階	階	階	合計
	申請部分	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	申請以外	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	合計	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
消防用設備等 (特殊消防用設備) の種類							
その他必要な 事項							
※ 受付欄		※ 同意欄			※ 指導欄		

(裏)

建築物別概要第 号	工事種別	<input type="checkbox"/> 新・ <input type="checkbox"/> 増・ <input type="checkbox"/> 改・ <input type="checkbox"/> 移 <input type="checkbox"/> 用途変更・ <input type="checkbox"/> 修繕・ <input type="checkbox"/> 模様替		耐火建築物	<input type="checkbox"/> 耐火建築物・ <input type="checkbox"/> 準耐火建築物(イ) <input type="checkbox"/> 準耐火建築物(ロ)・ <input type="checkbox"/> その他		
	構造	<input type="checkbox"/> 木・ <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨 <input type="checkbox"/> 鉄骨・ <input type="checkbox"/> RC・ <input type="checkbox"/> ()		屋根			
	用途 [16項の区分毎用途]	項()[()・()]		外壁			
				軒裏			
	名称(仮称)			最高の高さ	m	最高の軒 の高さ	m
	階別 (無窓階の該当有)	階	階	階	階	階	合計
	申請部分	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	申請以外	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
合計	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	

建築物別概要第 号	工事種別	<input type="checkbox"/> 新・ <input type="checkbox"/> 増・ <input type="checkbox"/> 改・ <input type="checkbox"/> 移 <input type="checkbox"/> 用途変更・ <input type="checkbox"/> 修繕・ <input type="checkbox"/> 模様替		耐火建築物	<input type="checkbox"/> 耐火建築物・ <input type="checkbox"/> 準耐火建築物(イ) <input type="checkbox"/> 準耐火建築物(ロ)・ <input type="checkbox"/> その他		
	構造	<input type="checkbox"/> 木・ <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨 <input type="checkbox"/> 鉄骨・ <input type="checkbox"/> RC・ <input type="checkbox"/> ()		屋根			
	用途 [16項の区分毎用途]	項()[()・()]		外壁			
				軒裏			
	名称(仮称)			最高の高さ	m	最高の軒 の高さ	m
	階別 (無窓階の該当有)	階	階	階	階	階	合計
	申請部分	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	申請以外	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
合計	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	

建築物別概要第 号	工事種別	<input type="checkbox"/> 新・ <input type="checkbox"/> 増・ <input type="checkbox"/> 改・ <input type="checkbox"/> 移 <input type="checkbox"/> 用途変更・ <input type="checkbox"/> 修繕・ <input type="checkbox"/> 模様替		耐火建築物	<input type="checkbox"/> 耐火建築物・ <input type="checkbox"/> 準耐火建築物(イ) <input type="checkbox"/> 準耐火建築物(ロ)・ <input type="checkbox"/> その他		
	構造	<input type="checkbox"/> 木・ <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨 <input type="checkbox"/> 鉄骨・ <input type="checkbox"/> RC・ <input type="checkbox"/> ()		屋根			
	用途 [16項の区分毎用途]	項()[()・()]		外壁			
				軒裏			
	名称(仮称)			最高の高さ	m	最高の軒 の高さ	m
	階別 (無窓階の該当有)	階	階	階	階	階	合計
	申請部分	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	申請以外	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
合計	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	

- 1 届出者が法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者氏名とする。
- 2 項目欄中□にあつては、該当する事項にV印を記載する。
- 3 同一敷地内に2以上の棟がある場合には棟ごとに棟別概要を記載すること。
- 4 消防用設備等又は特殊消防用設備等を設置する建築物の建築図面及び消防用設備等又は特殊消防用設備等の関係図面を添付すること。
- 5 ※印欄は記入しないこと。
- 6 届出部数は1部とし、建築確認申請等の申請の期日までに津市消防本部(名称)課へ提出すること。

建築の事由

又は経緯

消防の意見

関係者の意見

関係機関の意見

第14号様式（第23条関係）

消防用設備等（特殊消防用設備等）設置審査復命及び検査済証等交付処理伺書

年 月 日

津市消防長 様

職・氏名



処 理 番 号	第	号
決 裁 年 月 日	年	月 日
検 査 済 証 等	交 付 番 号	年 月 日 第 号

届出者	住 所	
	氏 名	
防 火 対 象 物	所 在 地	
	名 称	
	用 途	
消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類		
検 査 員		

上記の者の届出に係る消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置について、 月 日審査の結果、次のとおりでしたので処理してよろしいか。

- ◎ 技術上の基準に適合する。
 - 別添 検査済証の交付及び届出書副本を返戻する。
 - 届出書副本を返戻す。
 - 処理する。

- ◎ 技術上の基準に適合しない。
 - 別添 検査結果通知書を交付する。
 - 別添 検査結果を指導する。

- ◎ 特記事項 別添

検 査 結 果 通 知 書

第 号
年 月 日

様

津市消防本部消防長 (氏 名) 印

月 日 に基づき実施した検査結果は、
次のとおりですので速やかに改修されるよう通知します。

防火対象物	所在地	
	名称	
	用途	項 ()
検査員		
立会者		
検査結果	-----	

改修報告	上記指摘事項等について、通知があったことを知った日の翌日から起算して15日以内に別紙改修（計画）報告書により、津市消防長にその改修状況及び改修計画を報告してください。	

改修（計画）報告書

年 月 日

（宛先）津市消防長

（〒 ）

関係者 住 所

（法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称
及び代表者氏名）

職・氏名

㊟

電 話

年 月 日付け第号で交付を受けた検査結果通知書に基づく検査結果の指摘事項の改修（計画）については、次のとおりです。

防火対象物	所在地			
	名称			
	用途			
指摘事項	改修（計画）内容	年 月 日		指 摘
		改 修	計 画	

再 交 付 申 請 書

年 月 日

（宛先）津市消防長

申請者 住 所
 氏 名 ㊟
 （法人その他の団体にあつては、主たる事務所又は
 次号署の所在地、名称及び代表者氏名）
 電 話

設置者	住 所		
	氏 名		
防火対象物	所在地		
	名 称		
	用 途		
届出書の書類			
検査年月日		年月日 交付 番号	
上記の _____ に係る _____ を、 _____ したので 再交付願いたく申請します。			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備 考 ※印欄には、記入しないこと。

第19号様式の2 (第29条関係)

調 査 概 要

防災登録に関する意見書

年 月 日

消防庁長官 殿

津市消防本部
消防長 （氏 名） 印

申請者	住所 申請者名				
	代表者名 (担当者名)				
<input type="checkbox"/> 申請については、特に問題がないことを確認した。 <input type="checkbox"/> 申請については、下記のような問題があることを確認した。 確認の方法： <input type="checkbox"/> 現地調査 <input type="checkbox"/> 電話調査 <input type="checkbox"/> 登録確認機関に確認 <input type="checkbox"/> その他（ ）					
区分	項目		添付書類上の記載箇所	評価	備考
基礎的事項	防災性能を与える設備等	1	鑑別に必要な器具の有無	別記様式3イ・4イ	
		2	防災薬剤の調合に必要な器具の有無	別記様式3ロ・4ロ	
3		防災性能を与えるための設備等の有無	別記様式3ハニホ・4ハ		
	専門技術者	4	所定の専門技術者の配置の有無	別記様式7, 1	
品質保証体制	品質管理のための設備等	5	防災性能測定機器の有無	別記様式5イ・6イ	
		6	耐洗たく性能に係る試験機の有無	別記様式5ロ	
		7	品質管理（受入検査、払出検査を含む。）に関するマニュアルの有無		
	受入管理 払出管理	⑧	受入、払出の記録を整理して保管することができること	別記様式1, 7, 8	
⑨		防災性能の確認結果等の記録を整理して保管することができること	別記様式1, 7, 8		
	その他	10	適合・不適合品の分別ができること		
その他意見					

備考

- 「評価」欄には、項目が申請書等と相違がないときに○印を、相違があったときは×印をつけた。
- ×印を付けたときは、その理由等を記載した。
- 裁断・施工・縫製業の場合は、⑧及び⑨について問題がないことを確認した。

年 月 日

津市消防長 様

職・氏名



年月日 受付 番号	第 年 月 日号
年月日 決裁	年 月 日
年月日 交付 番号	第 年 月 日号

申請者氏名	
申請者住所	
名称	
所在地	
申請理由区分	
用途・階数 延べ面積	項 () 地上 階 地下 階 m ²
検査員	

上記の申請書に係ることについて、 月 日審査の結果、次のとおり処理してよろしいか。
記

- ◎ 基準に適合する。
 - 別添消防法令適合通知書を送付する。
 - 届出書副本を返戻する。

- ◎ 基準に適合しない。
 - 別添通知書を送付する。
 - 下記指示事項を指導する。

検 査 概 要 及 び 指 示 事 項

検 査 概 要 及 び 指 示 事 項

消防用設備等の基準の特例適用申請書

年 月 日	
津市消防長	
申請者	住所 氏名 電話
⑩	
消防法第17条の規定に基づき設置を必要とする消防用設備等について、下記により基準の特例適用を受けたいので申請します。	
防火対象物	所在地
	名称
	用途
	構造規模 耐火・準耐火（ ）・その他（ ）・階数(地上/地下) / 階 建築面積 m ² ・ 延べ面積 m ²
基準の特例を 摘要する消防 用設備等の種類	
申請事項及び理由等	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考

- 1 防火対象物の建築図面及び関係図面を添付すること。
- 2 その他必要な資料を添付すること。
- 3 ※印欄には、記入しないこと。
- 4 法人その他の団体にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者氏名。

年 月 日

(宛先) 津市消防長

(〒)

住 所

申請者 氏 名



電 話

消防法第17条の規定に基づき設置を必要とする消防用設備等について、下記により基準の特例適用を受けたいので申請します。

防火対象物	所在地			
	名称			
	用途			
	構造規模	耐火・準耐火 () ・その他 () ・階数(地上/地下) / 階 建築面積 m ² ・延べ面積 m ²		
基準の特例を摘要する消防用設備等の種類				
番号	特 例 条 件 等	計 画	図 番	面 号
1	[建物構造] 主要構造部は耐火構造である。			
2	[住戸と住戸等との区画] 開口部のない耐火構造の壁・床で区画されている。			
3	[住戸と共用部との区画等] 耐火構造の壁・床で区画されている。			
4	[共用部分に面する開口部合計面積] 【合計面積 m ² 】			
	① 1住戸の開口部の合計面積は2 m ² 以下である。 ② 2方向避難開放型住戸等の場合は4 m ² 以下である。			

記載上の注意事項

- 1 計画欄には、特例条件に適合するものであれば○、適合しないものであれば×印を記入して下さい。
- 2 図面番号欄は、特例条件等が確認できるよう添付した設計図書等の図面番号を記入して下さい。
- 3 各住戸等の開口部の計算書等を添付して下さい。
- 4 ※欄は記入しないで下さい。

※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考

※ 法人その他の団体にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者氏名。

基準の特例適用審査復命及び処理伺書

年 月 日

津市消防長 様

職・氏名



年月日	年 月 日
処理 番号	第 号
決裁年月日	年 月 日
交付 証等	交付 番号
	年 月 日 第 号

届出者	住 所	
	氏 名	
防 火 対象物	所在地	
	名 称	
	用 途	項 ()
基準の特例を 摘要する消防 用設備等の種類		
検 査 員		

上記の者の届出に係る消防用設備等の設置に係る基準の特例について、 月 日審査の結果、
次のとおりでしたので処理してよろしいか。

- ◎ 特例基準を適用する。
 - 別添 基準適用通知書の交付及び届出書副本を返戻する。
 - 届出書副本を返戻する。
 - 処理する。

- ◎ 特例基準を適用できない。
 - 別添 検査結果通知書を交付する。
 - 別添 検査結果を指導する。

第26号様式の2 (第38条関係)

特例適用を認める範囲及びその具体的理由

年 月 日

(宛先) 津市消防長

職・氏名



年月日 処理 番号	年 月 日 第 号
決裁年月日	年 月 日
認定年月日	年 月 日
認定番号	第 号

申請者	住所			
	氏名 (法人名)			
防火 対象物	所在地			
	名称			
	用途	項 ()	管理権原	単一権原・複数権原
消防法施行令第2 条を適用するもの	名称	用途	収容人員	
備考				
検査員				

上記の者の申請に係る防火対象物点検報告特例の認定(取消)について、 月 日審査の結果、次のとおりでしたので処理してよろしいか。

- ◎ 特例を認定する。
 - 別添 認定通知書の交付及び申請書副本を返戻する。
 - 処理する。

- ◎ 特例を認定しない。
 - 別添 不認定通知書の交付及び申請書副本を返戻する。
 - 処理する。

- ◎ 特例を取消す。
 - 処理する。

防災管理点検報告特例認定（取消）審査復命及び処理伺書

年 月 日

（宛先）津市消防長

職・氏名

印

		年月日 処理 番号	年 月 日 第 号	
		決裁年月日	年 月 日	
		認定年月日	年 月 日	
		認定番号	第 号	
申請者	住所			
	氏名 (法人名)			
防災管理対象物	所在地			
	名称			
	用途	項 ()	管理権原	単一権原・複数権原
消防法施行令第2条を適用するもの		名称	用途	収容人員
備考				
検査員				

上記の者の申請に係る防災管理点検報告特例の認定（取消し）について、 月 日 審査の結果、次のとおりでしたので処理してよろしいか。

- ◎ 特例を認定する。
 - 別添 認定通知書の交付及び申請書副本を返戻する。
 - 処理する。

- ◎ 特例を認定しない。
 - 別添 不認定通知書の交付及び申請書副本を返戻する。
 - 処理する。

- ◎ 特例を取消す。
 - 処理する。

防火対象物点検報告特例認定に係る検査項目判定表

検査項目	判定基準	判定
管理開始日	申請者が、申請のあった消防法（以下「法」という。）第8条の2の2第1項に該当する防火対象物（以下「申請防火対象物」という。）の管理を開始した日から申請日において3年以上経過していること。	
命令の有無	申請日前の3年以内において法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定に基づく命令（申請対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法律に違反している場合に限る。）を受けていないこと。	
命令事由の有無	法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定に基づく命令（申請対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法律に違反している場合に限る。）を受けなければならないこと。	
取消しの有無	申請日前の3年以内において法第8条の2の3第6項の規定に基づく認定の取消しをされていないこと。	
取消し事由の有無	法第8条の2の3第6項の規定に基づく認定の取消しを受けなければならない事由が現にないこと。	
法第8条の2の2第1項による点検及び報告の実施	申請日前の3年以内において消防法施行規則（以下「規則」という。）第4条の2の4第1項に規定する期間ごとに点検し、報告されていること。	
虚偽報告の有無	申請日前の3年以内において虚偽の報告をしていないこと。	
法第8条の2の2第1項による点検の結果	申請日前の3年以内において実施した法第8条の2の2第1項による点検の結果が、同項の規定に基づく点検基準に適合していること。	
防火管理者選任（解任）届出書の有無	規則第3条の2第1項の届出がされていること。	
消防計画作成（変更）届出書の有無	規則第3条第1項の届出がされていること。	
自衛消防組織設置（変更）届出書の有無	消防法施行令（以下「令」という。）第4条の2の4に規定する防火対象物（同条第2号に掲げる防火対象物にあっては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。）にあっては、法第8条の2の5第2項の届出がされていること。	
防火管理業務の一部委託	防火管理業務の一部を委託している場合は、規則第3条第2項に定める事項が申請防火対象物の消防計画に定められていること。	
管理権原を有する範囲	防火対象物の管理について権原が分かれている場合は、規則第3条第3項に定める事項が申請防火対象物の消防計画に定められていること。	
大規模地震対策特別措置法等の指定	申請対象物が地震防災対策強化地域等として指定された地域の防火対象物である場合は、規則第3条第4項等に定める事項が、申請防火対象物の消防計画に定められていること。	
消防計画の実施	規則第3条第1項各号に定める事項のうち、申請防火対象物の消防計画に定められている事項が定められたとおり適切に実施されていること。	
自衛消防組織の	令第4条の2の4に規定する防火対象物（同条第2号に掲げる	

業務の実施	防火対象物にあつては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。)にあつては、規則第4条の2の10第1項各号に定める事項のうち、申請防火対象物の消防計画に定められている事項が定められたとおり適切に実施されていること。	
共同自衛消防組織の決定	令第4条の2の4に規定する防火対象物(同条第2号に掲げる防火対象物にあつては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。)のうち、令第4条の2の5第2項の規定により、その管理についての権原を有するものが共同して自衛消防組織を置く場合にあつては、規則第4条の2の10第2項各号に定める事項のうち、申請防火対象物の消防計画に定められている事項が定められたとおり適切に実施されていること。	
訓練の実施回数	消火及び避難訓練を年2回以上実施していること。	
訓練の事前通報の有無	消火及び避難訓練の実施に当たり消防機関に通報していること。	
統括防火管理者選任(解任)届出の有無	法第8条の2第1項に規定する防火対象物にあつては、規則第4条の2条第1項の届出がされていること。	
全体についての消防計画作成(変更)届出の有無	法第8条の2第1項に規定する防火対象物にあつては、規則第4条第1項の届出がされていること。	
避難上必要な施設の維持管理	法第8条の2の4に規定する避難上必要な施設及び防火戸について、適切に管理されていること。	
防災対象物品に対する表示	防災対象物品に、防災性能を有している旨の表示が付されていること。	
圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の届出	火災の予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質の貯蔵又は取扱い(貯蔵又は取扱いを廃止した場合を含む。)の届出(法第9条の3第1項ただし書に規定する場合を除く。)がされていること。	
消防用設備等の設置及び維持	消防用設備等又は特殊消防用設備等が、消防法第17条、第17条の2の5及び第17条の3並びにこれらに基づく命令で定める技術上の基準又は設備等設置維持計画に従って設置し、維持されていること。また、消防用設備等の設置に当たり、令第32条の特例を受けている場合は、特例を認めたときの条件を全て満たしていること。	
設置届出書の有無	法第17条の3の2の規定に基づき届出がされ、検査を受けていること。	
法第17条の3の3による点検及び報告の実施	平成16年5月31日付け消防庁告示第9号に定める点検内容に応じて行う点検の期間ごとに点検を実施していること。消防用設備等にあつては、規則第31条の6第3項第1号に規定する期間ごと、特殊消防用設備等にあつては、規則第31条の3の2第6号の設備等設置維持計画に定める点検の結果についての報告の期間ごとに報告されていること。	
法又は法に基づく命令に規定する事項に関し市町村長が定める事項	消防法等施行取扱規則(平成18年津市規則第229号)第7条第1項に定める基準に基づき設置及び管理等を行っていること。	

備考

- 1 検査項目に係る消防法令の基準が申請防火対象物に適用がない場合は、当該検査項目は除外する。
- 2 判定は、基準に適合する場合は○、適合しない場合は×を記入すること。

第29号様式の4（第44条、第47条関係）

防災管理点検報告特例認定に係る検査項目判定表

検査項目	判定基準	判定
管理開始日	申請者が、申請のあった消防法（以下「法」という。）第36条第1項に該当する建築物その他の工作物（以下「申請防災管理対象物」という。）の管理を開始した日から申請日において3年以上経過していること。	
命令の有無	申請日前の3年以内において法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項、第17条の4第1項若しくは第2項又は第36条第1項において準用する第8条第3項若しくは第4項の規定による命令（申請防災管理対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法律に違反している場合に限る。）を受けていないこと。	
命令事由の有無	法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項、第17条の4第1項若しくは第2項又は第36条第1項において準用する第8条第3項若しくは第4項の規定による命令（申請防災管理対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法律に違反している場合に限る。）を受けるべき事由が現にないこと。	
取消しの有無	申請日前の3年以内において法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第6項の規定に基づく認定の取消しをされていないこと。	
取消し事由の有無	法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第6項の規定に基づく認定の取消しを受けるべき事由が現にないこと。	
法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項による点検及び報告の実施	申請日前の3年以内において消防法施行規則（以下「規則」という。）第51条の12第2項において準用する規則第4条の2の4第1項に規定する期間ごとに点検し、報告されていること。	
虚偽報告の有無	申請日前の3年以内において虚偽の報告をしていないこと。	
法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項による点検の結果	申請日前の3年以内において実施した法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項に規定する点検の結果が、同項の規定に基づく点検基準に適合していること。	
防災管理者選任（解任）届出書の有無	規則第51条の9第1項の届出がされていること。	
防災管理に係る消防計画作成（変更）届出書の有無	規則第51条の8第1項の届出がされていること。	
自衛消防組織設置（変更）届出書の有無	消防法施行令（以下「令」という。）第4条の2の4に規定する防火対象物（同条第2号に掲げる防火対象物にあっては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。）にあっては、法第8条の2の5第2項の届出がされていること。	
防災管理業務の一部委託	防災管理業務の一部を委託している場合は、規則第51条の8第2項において準用する規則第3条第2項に定める事項が申請防災管理対象物の防災管理に係る消防計画に定められていること。	
管理権原を有する範囲	建築物その他の工作物（以下「防災管理対象物」という。）で管理について権原が分かれている場合は、規則第51条の8第2項において準用する規則第3条第3項に定める事項が申請防災管理対象物の防災管理に係る消防計画に定められていること。	

大規模地震対策特別措置法の指定	申請防災管理対象物が地震防災対策強化地域として指定された地域の防災管理対象物である場合は、規則第51条の8第2項において準用する規則第3条第4項に定める事項が、申請防災管理対象物の防災管理に係る消防計画に定められていること。	
防災管理に係る消防計画の実施	規則第51条の8第1項各号に定める事項のうち、申請防災管理対象物の防災管理に係る消防計画に定められている事項が定められたとおり適切に実施されていること。	
自衛消防組織の業務の実施	令第4条の2の4に規定する防火対象物（同条第2号に掲げる防火対象物にあっては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。）にあっては、規則第51条の10第1項各号に定める事項のうち、申請防災管理対象物の防災管理に係る消防計画に定められている事項が定められたとおり適切に実施されていること。	
共同自衛消防組織の決定	令第4条の2の4に規定する防火対象物（同条第2号に掲げる防火対象物にあっては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。）のうち、令第4条の2の5第2項の規定により、その管理について権原を有する者が共同して自衛消防組織を置く場合にあっては、規則第51条の10第2項各号に定める事項のうち、申請防災管理対象物の防災管理に係る消防計画に定められている事項が定められたとおり適切に実施されていること。	
訓練の実施回数	避難訓練を年1回以上実施していること。	
訓練の事前通報の有無	避難訓練の実施に当たり消防機関に通報していること。	
統括防災管理者選任（解任）届出の有無	防災管理対象物で管理について権原が分かれているものにあつては、規則第51条の11の3において準用する規則第4条の2第1項の届出がされていること。	
全体についての消防計画作成（変更）届出の有無	防災管理対象物で管理について権原が分かれているものにあつては、規則第51条の11の2において準用する規則第4条第1項の届出がされていること。	
避難上必要な施設等の維持管理	法第8条の2の4に規定する避難上必要な施設及び防火戸について、適切に管理されていること。	

備考

- 1 検査項目に係る消防法令の基準が申請防災管理対象物に適用がない場合は、当該検査項目は除外する。
- 2 判定は、基準に適合する場合は○、適合しない場合は×を記入すること。

防火対象物点検報告特例認定(不認定)通知書

第 号
年 月 日

(申請者住所・氏名等) 様

津市消防本部
消防長 (氏 名) 印

消防法第8条の2の3第3項の規定により、 年 月 日付けで申請のあった下記の防火対象物に係る特例については、(認定する・認定しない)ことを決定しましたので通知します。

なお、この通知書に不服のある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、津市長に対して審査請求することができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分取消しの訴えを提起することができます。

記

防火対象物	所在地	
	名称	
	用途	項 ()
認定の効力が生じる日		年 月 日
認定しない理由		
特記事項		

備考

- 1 認定通知書の場合は認定の効力が生じる日を、不認定通知書の場合は認定しない理由を記載すること。
- 2 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

防災管理点検報告特例認定（不認定）通知書

第 号
年 月 日

（申請者住所・氏名等） 様

津市消防本部
消防長（氏 名） 印

消防法第36条第1項において読み替えて準用する同法第8条の2の3第3項の規定により、 年 月 日付で申請のあった下記の防災管理対象物に係る特例については、（認定する・認定しない）ことを決定しましたので通知します。

なお、この通知書に不服のある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、津市長に対して審査請求することができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提訴することができます。

記

防災管理対象物	所在地	
	名称	
	用途	項（ ）
認定の効力が生じる日	年 月 日	
認定しない理由		
特記事項		

備考

- 1 認定通知書の場合は認定の効力が生じる日を、不認定通知書の場合は認定しない理由を記載すること。
- 2 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定通知証明書交付申請書

年 月 日

（宛先）津市消防長

申請者 氏名 (〒)
 住所
 電話



防火対象物・防災管理対象物	所在地			
	名称			
	用途			
認定の効力が生じる日				
認定通知書 交付年月日		認定通知書 交付番号		
備考				
※ 受付欄		※ 経過欄		

備考

- 1 法人その他の団体にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者氏名。
- 2 ※印欄には、記入しないこと。

防火対象物点検報告特例認定（不認定）通知書

第 号
年 月 日

（申請者住所・氏名等） 様

津市消防本部
消防長 （氏 名）

消防法第8条の2の3第3項の規定により、 年 月 日付けで申請のあった下記の防火対象物に係る特例については、（認定する・認定しない）ことを決定しましたので通知します。

なお、この通知書に不服のある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、津市長に対して審査請求することができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

防火対象物	所在地	
	名 称	
	用 途	項 ()
認定の効力が生じる日	年 月 日	
認定しない理由		
特 記 事 項		

備考

- 1 認定通知書の場合は認定の効力が生じる日を、不認定通知書の場合は認定しない理由を記載すること。
- 2 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

上記のとおり証明します。

年 月 日

津市消防長 （氏 名）



防災管理点検報告特例認定（不認定）通知書

第 号
年 月 日

（申請者住所・氏名等） 様

津市消防本部
消防長（氏 名） 印

消防法第36条第1項において読み替えて準用する同法第8条の2の3第3項の規定により、 年 月 日付けで申請のあった下記の防災管理対象物に係る特例については、（認定する・認定しない）ことを決定しましたので通知します。

なお、この通知書に不服のある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、津市長に対して審査請求することができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

記

防災管理対象物	所在地	
	名称	
	用途	項（ ）
認定の効力が生じる日	年 月 日	
認定しない理由		
特記事項		

備考 1 認定通知書の場合は認定の効力が生じる日を、不認定通知書の場合は認定しない理由を記載すること。

2 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

上記のとおり証明します。

年 月 日
津市消防長（氏 名） 印